等程度の知識及び能力があると認めた者	学校教育法第九十条 に規定する者又は所長がこれと同二 特別研修課程	専修科を卒業した者	絵若しくは沈金の基礎技術を習得した者又は特別研修課程	に規定する者と同等程度の学力を有し、 榡地 、 髹 漆、蒔	学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条	一 普通研修課程	が別に定める選考委員会の審査に合格したものとする。	で、石川県立輪島漆芸技術研修所長(以下「所長」という。)	第二条 研修生となることのできる者は、次の資格を有する者 第	(入学資格) (人学資格)	改 正 案
等程度の知識及び能力があると認めた者	学校教育法第五十六条に規定する者又は所長がこれと同二 特別研修課程	専修科を卒業した者	絵若しくは沈金の基礎技術を習得した者又は特別研修課程	に規定する者と同等程度の学力を有し、 榡地 、 髹漆、 蒔	学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十七条	一善通研修課程	が別に定める選考委員会の審査に合格したものとする。	で、石川県立輪島漆芸技術研修所長(以下「所長」という。)	第二条 研修生となることのできる者は、次の資格を有する者	(入学資格)	現